

九州ルーテル学院大学転学科及び転専攻に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、九州ルーテル学院大学学則第39条の2第2項及び第39条の3第2項の規定に基づき、転学科及び転専攻（児童教育コース及び保育コース間の転コースを含む。以下同じ。）に関し必要な事項を定める。

(転学科の年次)

第2条 転学科及び転専攻（以下「転学科等」という。）の受入れ年次は、2年次又は3年次とする。

(資格)

第3条 転学科等を志願できる者は、次のとおりとする。

- (1) 1年次生で40単位以上（共通教育の必修科目18単位以上を含む。）修得見込みの者
- (2) 2年次生で80単位以上（共通教育の必修科目22単位以上を含む。）修得見込みの者
- (3) 修得した科目の半数以上が、秀又は優の成績を有する者

(時期)

第4条 転学科等の時期は、年度の初めとする。

(出願手続)

第5条 転学科等を志願する者は、所定の願書(別紙様式)に次の各号に掲げる書類を添え、別に定める期間内に所属学科、専攻の長（以下「学科長等」という。）を経て所定の期日までに、検定料を添えて、学長に願出するものとする。

- (1) 履歴書（写真貼付）
- (2) 転学科等理由書
- (3) 所属学科長等の所見

(選考方法)

第6条 転学科等の選考は、転学科等を希望する学科及び専攻における前条に規定する出願書類に基づき、学科長等が審査を行う。

(転学科等の許可)

第7条 転学科等の許可は、転学科等を希望する学科及び専攻における前条の選考結果により、教授会の議を経て、学長が行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、転学科等に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、令和3年2月26日から施行する。
- 2 九州ルーテル学院大学転学科に関する規程（平成16年4月1日制定）及び九州ルーテル学院大学転専攻に関する規程（平成20年4月1日制定）は廃止する。